

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
前田建設株式会社(兵庫県丹波市山南町池谷108) [1000013213]
2. 資格登録停止措置の期間
令和2年3月6日 ~ 令和2年4月5日 (1ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
3. 事実概要
当該有資格業者の取締役は、兵庫県丹波市発注の水道工事の制限付き一般競争入札に関し、事前に同市水道部工務課職員から工事の設計価格や直接工事費の教示を受け、それらの価格をもとに、最低制限価格と同額で入札し、落札したとして、令和2年1月28日、公契約関係競売等妨害容疑で兵庫県警に逮捕された。
4. 資格停止措置理由
有資格業者である上記事業者の取締役が、公契約関係競売等妨害容疑で逮捕されたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第7号ロ(公契約関係競売等妨害又は談合)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 7 公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事・調査等に関し、次のイ、ロ又はハに掲げる者が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第9号に掲げる場合を除く。) イ 代表役員等	全地域について 逮捕又は公訴を知った日から3月以上12月以内
ロ 一般役員等	発生地域については 逮捕又は公訴を知った日から2月以上12月以内 その他の地域については 逮捕又は公訴を知った日から1月以上12月以内
ハ 使用人	発生地域について 逮捕又は公訴を知った日から2月以上12月以内

○問合せ先

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)